



「災害への備えを怠らないように」との戒めも込められています。このことから、毎年9月1日を含む一週間を「防災週間」としています。



防災週間 (8月30日～9月5日)



9月1日の「防災の日」は、大正12年に発生した関東大震災を教訓に、自然災害の驚異をいつまでも忘れないようにと、昭和35年に制定されました。また、この時期は、台風の襲来が多いとされる二百十日にあたり、

- ・特に有田川町は、過去の災害履歴からも台風や大雨による被害が幾度も発生しています。集中豪雨や大雨に備えて次の安全対策をしましょう。
- ・ラジオやテレビなどの気象情報をよく聞き、進路などを確認すること。
- ・役場など関係機関からの広報はよく聞くこと。
- ・停電時や避難時に備えて、懐中電灯や携帯ラジオを用意しておくこと。
- ・出来るだけ外出は控え、勤務先の家族と連絡を取り非常時に備えること。
- ・危険を感じた時は、いつでも避難できるように、前もって準備をしておくこと。
- ・非常持出品を準備しておくこと。



消防だより

有田川町消防本部
吉備金屋消防署
清水消防署
電話 52-5950
52-5950
25-1243

今年の出動等(累計)

火災……………9件
救助……………619件
平成25年6月30日現在

日曜救急講習会のお知らせ

私たちは、いつ、どこで、突然のケガや病気におそわれるかわかりません。

重篤な傷病者が発生した場合、いかに早く心肺蘇生法を行うかが、救命率に大きく影響します。

現場に居合わせながら「動かさないう方が良い。」「どうしたら良いか解らない。」などの理由から適切な応急手当を行わなければ救命のチャンスを失ってしまいます。救急車が到着するまでの数分間は人命を救う大切な時間です。
あなたの応急手当が尊い命を救うのです。



日曜救急講習会

| | |
|----|---|
| 日時 | 第1回：9月8日(日) 9時～12時 第2回：9月22日(日) 9時～12時 |
| 場所 | 有田川町消防本部2階会議室 |
| 人数 | 各日40名 計80名(参加費無料) (定員になり次第締め切ります。) |
| 内容 | ・心肺蘇生法(成人用) ・AED取扱い ・各種応急手当 |

※受講された方には普通救命講習修了証が交付されます。

日曜救急講習会を右記のとおり開催しますので、ご家族、ご近所お誘いあわせの上、ぜひご参加ください。
※受講には申し込みが必要です。最寄りの消防署までご連絡ください。



あなたの命と財産を守るため 付いていますか? 住宅用火災警報器
「法律で全ての住宅に火災警報器の設置が義務付けられています。」